

第五十八回国会 衆議院 法務委員會議録 第二十五号

昭和四十三年四月二十五日(木曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 大竹 太郎君 理事 田中伊三次君

理事 高橋 英吉君 理事 瀧野 清吾君

理事 猪俣 浩三君 理事 神近 市子君

理事 鍛冶 良作君 理事 河本 敏夫君

千葉 三郎君 中馬 辰猪君

馬場 元治君 成田 知己君

横山 利秋君 岡澤 完治君

山田 太郎君 林 百郎君

出席國務大臣 法務大臣 赤岡 文三君

出席政府委員 法務政務次官 進藤 一馬君

法務大臣官房司 川島 一郎君

法制調査部長 川島 一郎君

委員外の出席者

議員 横山 利秋君

法務省刑事局總務課長 伊藤 榮樹君

外務省条約局國際協定課長 村上 謙君

最高裁判所事務總局總務局長 寺田 治郎君

最高裁判所事務總局刑事局長 佐藤 千速君

専門員 福山 忠義君

四月二十四日

委員有島重武君辞任につき、その補欠として山田太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員岡田春夫君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として横山利秋君及び岡澤完治君が議長の名で委員に選任された。

委員横山利秋君及び岡澤完治君辞任につき、その補欠として岡田春夫君及び西村榮一君が議長の名で委員に選任された。

同日

四月二十四日
刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出、衆法第三二一号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

刑事補償法等の一部を改正する法律案(横山利秋君外七名提出、衆法第三二一号)
刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壞行為の処罰に関する法律案(内閣提出第九四九号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二二号)

○永田委員長 これより會議を開きます。
横山利秋君外七名提出の刑事補償法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

刑事補償法等の一部を改正する法律案
刑事補償法の一部改正
第一条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
(補償の要件)
第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)による通常手続又は再審若しくは非

常上告の手続において無罪の裁判を受けた者は、この法律の定めるところにより、国に対して補償を請求することができる。

第四条第一項を次のように改める。

刑事訴訟法又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定によつて未決の拘留又は拘禁を受けた場合においては、当該拘束に係る補償として、前条及び次条第二項に規定する場合を除き、その日数に応じて、一日六百円以上千三百円以下の割合による額の補償金を交付する。懲役、禁錮若しくは拘留の執行又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第十一條第二項の規定による拘留を受けた場合も、同様とする。

第四条第六項中「没収の執行による補償においては」を「没収の執行を受けた場合においては」、当該没収に係る補償として、「又」を「また」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「罰金又は科料の執行による補償においては」を「罰金又は科料の執行を受けた場合においては」、当該罰金又は科料に係る補償として「に」改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「同項但書を」同項ただし書に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「死刑の執行による補償においては」を「死刑の執行を受けた場合においては」、当該死刑に係る補償として「に」、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第六項とし、同条に同条第四項及び第五項として次の二項を加える。

4 次の各号に掲げる期間のうち、第一項に規定する未決の拘留若しくは拘禁又は懲役、禁錮若しくは拘留の執行若しくは拘留を受けなかつた期間がある場合においては、当該期間に係る補償として、五十万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付することがで

きる。ただし、補償金の額は、千三百円に当該期間の日数を乗じて得た額の二分の一に相当する額をこえることができない。

一 通常手続による無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があつた日から無罪の判決が確定した日までの期間

二 再審又は非常上告の手続により無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があつた日から原判決が確定した日までの期間

5 裁判所は、前項の補償金の額を定めるには、訴訟の係属した期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失及び精神上の苦痛並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十六条まで(同法第五百五条において準用する場合を含む。)の収監状による拘留及び同法第四百八十一条第二項(同法第五百五条において準用する場合を含む。)の規定による留置並びに犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百二十二号)第四十一条又は執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)第十條の引致状による拘留及び留置は、前項の規定の適用については、同項に規定する刑の執行又は拘留とみなす。

第二十五条第一項中「抑留若しくは拘禁による補償又は刑の執行若しくは拘留による」を附則第八項中「第一条第二項の規定による」を「第四条第一項の」に改める。

附則に次の一項を加える。

10 旧経済調査庁法(昭和二十三年法律第二百六号)の規定による未決の抑留又は拘禁は、第四条第一項の未決の抑留又は拘禁とみなして、この法律の規定を適用する。

(刑事訴訟法の一部改正)

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用及び費用の補償」に改める。

第十五章の章名を次のように改める。

第十五章 訴訟費用及び費用の補償

第十五章に次の四条を加える。

第百八十八条の二 無罪の裁判が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、無罪の裁判が確定するまでに要した費用(被告人であつた者が第百六十八条の規定により費用の補償を受けた場合には、当該費用を除く。)の補償をする。免訴又は公訴棄却の裁判を受けた場合において、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる十分な事由があるときも、同様とする。

第百八十八条の三 補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に關しては、刑事訴訟費用に關する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に關する規定を準用する。

第百八十八条の四 補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、最終に事件の係属した裁判所が、決定をもつて、これを行なう。

前項の請求は、無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判が確定した後二箇月以内これをしなければならぬ。

第一項の決定で、簡易裁判所又は地方裁判所がしたものに對しては即時抗告を、高等裁判所がしたものに對しては第四百二十八条第二項の異議の申立てをすることができ、前項の異議の申立てに關しては、即時抗告に關する規定を準用する。

第百八十八条の五 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、この法律に特別の定めのある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第三百六十八條に次のただし書を加える。ただし、被告人であつた者が第百八十八條の二の規定により費用の補償を受けることができる場合には、この限りでない。

第三百六十九條を次のように改める。第三百六十九條 補償すべき費用の範囲については、第百八十八條の三の規定を準用する。

第三百七十一條を次のように改める。第三百七十一條 補償の請求、補償の支払その他補償に關する手続については、第百八十八條の五の規定を準用する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行後に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた場合には、この法律による改正後の刑事補償法又は刑事訴訟法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

理由

無罪の裁判を受けた者の精神的又は財産的負担を償うため、公訴提起後の非拘束期間についても補償を行なうとともに、裁判の費用を補償することとする必要がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約八千九百円の見込みである。

○水田委員長 ます、提出者に提案理由の説明を求めます。横山利秋君。

○横山議員 提案者を代表いたしましたして、いま議題になりました刑事補償法等の一部を改正する法律案の提案理由を申し上げます。

改正の趣旨は、現行法においては、無罪の裁判が確定した場合、国は被告人であつた者に対し、拘束中の期間のみについて、今回一日六百円以上、千三百円以下の補償改正にとどまっておりますが、これをさらに非拘束中の期間の補償並びに裁判に要した費用をも補償する制度を設けようとするものであります。

以下、改正の必要と理由を申し上げます。人が刑事訴追を受けるのは、その人の人生の最大の不幸であります。罪なくして刑事訴追を受け、幸いに裁判において無罪となつた場合でも、その人の受ける精神的、物質的損害はほとんど無限であり、ためにその人の人生の大半が失われる場合も決して少なくありません。

民主国家においては、国家は、みずからの権力において国民を訴追し、しかも罪なきことが裁判上確定した場合、その国民がこうむつた最大の不幸に對し、相当の補償をなすべき義務を負つていなくては、たとえその誤つた訴追が、捜査官の故意または過失によるものでないにしても、および、生命、自由及び幸福追求に對する国民の権利については、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすることを憲法十三條に明記されておるからであります。

しかるに、現在の刑事補償法によれば、無罪の裁判を受けた者が刑事訴訟法等により拘束をうけた場合に限り、国に對して抑留または拘禁及び刑

の執行による補償を請求することができるとしてあります。したがつて、無罪の裁判が確定した場合でも、非拘束中の損害に對しては補償する規定がございませぬ。

また、現在の刑事訴訟法によれば、檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されまたは取り下げられたときは、当該事件の被告人であつた者に対し上訴によりその審級において生じた費用の補償をするが、第一審から上訴審を通じて無罪になつた場合の裁判費用、これは公判出廷旅費及び日当、弁護人費用、印刷費用等であり、これを補償する規定がありません。

現在の法制及び日本の一般社会的取り扱いのみにおいては、国民は刑事訴追を受けたことのみによつて、拘束、非拘束の差にかかわらず、裁判期間中刑事被告人としての汚名を着せられ、信用を失墜する精神的苦痛のほかに、身分上、不利益の取り扱いを受けている事実を看過すべきものではありません。

無罪の裁判確定に至るまでの間裁判に要した費用も、一般国民の平均収入から見れば決して少なくしないのであります。

しかるに、現行刑事訴訟法はさきに申しましたとおり、檢察官の上訴があり、これが棄却された場合の当該上訴における費用の補償しか規定してないことは、著しく不均衡かつ不十分であつて、全審級を通じ、無罪が確定した場合の裁判費用を補償すべきものであります。

以上の点よりすれば、現行の刑事補償法及び刑事訴訟法は、前記憲法第十三條の精神にかんがみ、著しく不備であることは、何人も肯定せざるを得ないところでありまして、よつて次のとおり改正する必要があると思ひます。

改正の要点は、第一に、無罪の判決が確定した場合においては、公訴の提起があつた日から、無罪の判決が確定した日までの期間、第二に再審または非常上告の手続により無罪の判決が確定した場合には、公訴の提起があつた日から原判決が確定した日までの期間、この二つの期間のうち、未決の抑

償のうち、後者の分、すなわち費用補償につきま
しては、他のいろんな、まあ国におきます社会福
祉その他の措置とのバランスが比較的とれやすい
ものに属するのではないかと考えて、特に鋭意検
討をいたしたいと思つてゐるわけでございます。

○横山委員 私改正の必要と理由で申し上げま
したのですが、考え方が少し、というよりも、た
いへん審議をする考え方が違ふようでありませ
う。私は少なくとも裁判で無罪になつた、国家から訴
追を受けて裁判で争つたところ無罪になつたとい
う。その人の心境を考えますと、たいへんな目に
あつた、信用上も財産上もたいへんな目にあつ
た、そこで心から青天白日を喜ぶ、こういう状況
にあると思つております。国家としては、また
国家公務員としては、それが故意、過失でなかつ
たにしても、青天白日の人間について権力を発動
して被疑者の立場に追い込み、そして結果として
誤りを犯したということであるならば、その人に
對する補償は当然出なければならぬ。先般も申し
ましたのですが、拘束中の期間におきましても、戦
前は五円でございましたか、その当時の物価と比
較をいたしますと、今日におきましての、今回千
三百円になるといふこと、これは雲泥の差
と言つてもいいほどの違いであります。つまり新
しい憲法は人権を尊重しておるといふながら、実
際裁判上においては憲法の示す人権というもの
が尊重されていないと痛感をされるわけでありま
す。いまあなたから指摘をされた二、三の点を一
々私が反駁をする必要はないと思つておすけれど
も、たとえば行政処分との公平論は、行政上にお
いて国民が非難を受けた問題と、裁判の上で被疑
者として訴追を受けた場合とは、たいへん違ふの
でありますから、行政処分との公平論は、私は實
において違いを考えなければならぬと思つてわけ
あります。

それから補償の範囲につきましても、あなたも
御理解をくださいましたように、先般参考人を呼
びまして、そして与党の皆さんの質問の状況も考
慮いたしまして苦心をいたしたところでございま

すから、これは御理解が願えると思つたのでありま
す。

また、いかに定型化するかという問題につきま
しても、先般も質疑応答の中で私どもも、また参
考人も立場を明らかにいたしましたように、身が
わり犯人だとかあるいは酔っぱらいとか、こうい
うものについてはこれは補償する必要もなかつ
う。それから非拘禁の場合におきましても、大
小、すぐに無罪になつた者、あるいはまた長年か
かつて無罪になつた者、確かにバラエティーに富
むものはあります。けれども、国が権力を発動し
た訴追をし、そうして裁判で無罪になつたといふこ
とにつきましても、一回であらうと数年かかつ
た問題であらうと、無罪はあくまで無罪だ、そ
ういふ点については、私は姿勢を正しくする必要が
あらうかと思つております。

財政的な問題であります。私も本法案を作成す
るにあたりまして、財政上いかなる状況になるだ
らうかということをお断りしたわけでありませ
う。平年度におきましても、今日までの無罪に
なつた裁判の実情並びにこの補償の実情等から考
へまして、さまで大きな金額にはならないと思
つております。したがって、他のお話のよう
な公害その他のバランスというふうなことにつき
ましては、むしろ私は公害よりも個人に帰属する
人生上の最大の問題であるから、むしろ公害より
もさらに大きく考えてもよろしいのではないかと
思つております。

費用の補償につきましても、これはいまお話を
ございまして、他との比較がとれやすいから鋭意
これは検討ができるというお話でございますか
ら、多くは申しませんが、結局最後に無罪になつ
たものが、一審において被告が承服したのである
からということ、これは私の理論からいふなら
ば枝葉末節の問題である。国家が訴追をしたので
あるから、初めからこの補償をすべきであると思
えるわけでありませう。

念のためにお伺いいたしますが、政府提案によ
るこの千三百円以下の補償改正に伴ひまして、平
年度はどのくらいの金額が予想されております
か。

○佐藤最高裁判所長官代理者 申し上げます。
今回の政府提案の改正案を考慮いたしましたこ
ろの予算額をいたしましては、六百二十一万六千
円というものが計上されております。

○佐藤最高裁判所長官代理者 従前の実績をもと
にいたしましたところのものでございませう。

○横山委員 まだ試算ができておられないかもしれ
ませんが、私もが提案をいたしました改正によ
りますと、平年度どのくらいになると推定されま
すか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 先生方御提案の案
によりまして、これはまだ非常にラフなものでご
ざいませうと、ざつと試算いたしましたところを申
し上げますと、この御提案の対象となる事件で、
全員が請求があつた一番高い額で補償をすれば、
かように考えました場合には、ざつと一億三千三
百万ぐらいというふうな現在試算いたしてござい
ます。

の賠償要求はどうなつておるか、御存じでござい
ますか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。
前に、ちよつと先ほど私の申し上げ方が悪かつた
かもしれませんが、一億三千幾らと申し上げまし
たのは、横山先生方御提案の案というものを実施
する場合にはどうかということに試算した額でご
ざいませう。

それからたゞいまの御質問についてお答え申し
上げますと、松川事件でございませうが、十七名
の方に対して補償がございまして、補償額は合計
いたしました一千五百九十九万九千六百円、かように
相なつております。

○横山委員 戦争が済んだ直後から本年に至るま
で実に十数年の歳月を天下の耳目を集め、そうし
て無罪になつたという十七名に對して千五百十二
万、一体この人たちの人生はどうなつてしまふの
でありませうかとこのことを考えますときに、
私どもは、無罪になつた人々に対する国家の補償
というもののいかに不十分であるかということ
痛感せざるを得ないのであります。もちろん松川
事件はだれかがやつたのであらう。そのだれかが
やつたその真犯人の追及も、私どもも声を大にし
て叫んできたはずでありますけれども、それが間
違われて被疑者として、被告として扱われ、人生
の大半、一番大事な人生を十数年鳥有に過した
というこの人々に対して千五百十二万、十七名で
平均に割りまして、私はまことに相済まぬこと
である、こういうふうな考えをしております。

○横山委員 戦争が済んだ直後から本年に至るま
で実に十数年の歳月を天下の耳目を集め、そうし
て無罪になつたという十七名に對して千五百十二
万、一体この人たちの人生はどうなつてしまふの
でありませうかとこのことを考えますときに、
私どもは、無罪になつた人々に対する国家の補償
というもののいかに不十分であるかということ
痛感せざるを得ないのであります。もちろん松川
事件はだれかがやつたのであらう。そのだれかが
やつたその真犯人の追及も、私どもも声を大にし
て叫んできたはずでありますけれども、それが間
違われて被疑者として、被告として扱われ、人生
の大半、一番大事な人生を十数年鳥有に過した
というこの人々に対して千五百十二万、十七名で
平均に割りまして、私はまことに相済まぬこと
である、こういうふうな考えをしております。

○横山委員 戦争が済んだ直後から本年に至るま
で実に十数年の歳月を天下の耳目を集め、そうし
て無罪になつたという十七名に對して千五百十二
万、一体この人たちの人生はどうなつてしまふの
でありませうかとこのことを考えますときに、
私どもは、無罪になつた人々に対する国家の補償
というもののいかに不十分であるかということ
痛感せざるを得ないのであります。もちろん松川
事件はだれかがやつたのであらう。そのだれかが
やつたその真犯人の追及も、私どもも声を大にし
て叫んできたはずでありますけれども、それが間
違われて被疑者として、被告として扱われ、人生
の大半、一番大事な人生を十数年鳥有に過した
というこの人々に対して千五百十二万、十七名で
平均に割りまして、私はまことに相済まぬこと
である、こういうふうな考えをしております。

ります。この病気のままの裁判は、おそらく進行
ができないであろう。だとするならば、いろいろ
なことがあるけれども、検察陣がこの際取り下げ
をすべきではないか、それが順当な常識に沿う道
ではないか、こういわれておるのでありますが、
いかがでございますか。

○伊藤説明員 御指摘のように、いわゆる青梅事
件といわれます事件につきましては、病気で公判
停止中の者が二名ございまして、それを除きま
す人たちにつきましては無罪の判決があったわけ
でございます。この公判停止中の二名につきま
しては、御指摘のように、まだ第一審で公判停止中
でございますので、法律上公訴の取り消しとい
うことが可能であるわけでございます。これらの事柄
も十分前提といたしまして、現在検察当局にお
きまして、どういう態度をとるべきかを検討して
おるようでございます。また、その結果について
の報告は受け取っておりません。

○横山委員 一人はたいへん精神的にも問題があ
る人というのであります。どう考えましても、もう
一回、病氣回復を待って裁判を一審から最高裁ま
で継続するということは、いろいろ法律上の問題
はございますけれども、常識的に、極端に言うな
らば、国費のむだ使いになるおそれすらあるとい
う極言された意見もあるわけでございまして、こ
の際御善処を望みたい。しかもその近親者は、一
刻も早くそれが行なわれることを望んでおる次第
であります。私も国会議員としても、法律論
の前に、常識的に当然ではないかと思っておるわ
けであります。これは、私もしろうとでございま
すから法律論よりも常識論で申し上げておるわけ
であります。この病状その他については詳細に
御存じでございますか。

○伊藤説明員 病状等につきましては、検察庁に
おいて掌握しておるわけでございます。先生の御
指摘の点につきましては、前回も松本先生から御
質問がございまして、その際、赤間法務大臣から
も、御趣旨はよくわかるので検察当局の判断に期
待するという趣旨の御答弁があったと思えます

が、その後大臣の命を私受けまして、検察当局へ
は当委員会におかれましてこの問題について関心
を寄せられておるということを連絡いたしてお
ります。したがって、検察当局でも、十分当委
員会における御議論の趣旨を踏まえまして処置
するものと考えておるわけでございます。

○永田委員長 山田太郎君。
○山田(太)委員 この刑事補償法の改正の問題点
については、大竹先生あるいは横山先生等諸先輩
の方々の質疑にて大半は尽くされたとは思いま
す。しかし、私は私なりに、しろうとらしい質問
ではございますが、数点についてお伺いしてみ
たいと思えます。
まず、現行法において無罪の裁判が確定した場
合は、国は、被告人であった者には抑留または拘
禁の日数に依りて、一日四百円以上千円以下の割
合による額の補償をする、とありますが、この補
償の額の算定基準ですね、改正には「六百円以上
千三百円以下」の割合になるというわけでござ
います。その改正の金額を見ても、一般の労働者
よりも金額が低いような感じさえ多々あります。
この算定基準というものは、どのような基準を
もって行なわれておるか。ただ、先ほど横山先生
の質問にもありましたように、行政処分の場合と
刑事処分の場合とこれは非常に違うのじゃないか
という御質問もありましたし、それに関連したよ
うな質問であります。この算定基準をどのよう
にして出されておるか、これをお伺いしたい。

○伊藤説明員 およそ無罪になりました場合に、
無罪の裁判を受けた方に何ほどの補償を差し
上げるのが適当かということにつきましては、い
ろいろな考え方があり得ると思うのでございま
す。一応、昭和二十五年にこの法律ができました
ときには、当時の労働者に対する賃金、給与、こ
ういったものを踏まえましておむねこの程度
が妥当であろうというところで「二百円以上四百円
以下」という数字が出されたわけでございます。
その後、この補償の金額と申しますものは、必ず
しも経済変動に応じてスライドしなければならぬ

というわけのものでもないと思えます。けれども、
やはり一般の賃金水準あるいは物価指数等が上
がってまいりますと、これに伴いましてある程度
補正を加えるということが相当であると思われ
ますので、前回昭和三十九年には、昭和二十五年
から昭和三十九年までにおきます賃金、物価の伸
び率というものがおむね二倍になっておるとい
うことを勘案しまして、現在の「四百円以上千
円以下」というふうに変更されたわけでござ
います。今回は、この昭和三十九年から現在まで
にどの程度の指数の伸びが出ておるかということ
を見たわけでございます。それはお手元に参っ
たおるか存じますが、一枚の紙を二つに折った
部分の簡単な表でございまして、「刑事補償法の一
部改正に関する参考資料」というのがございま
す。これにあらわしておりますように、昭和三十
九年におきまして常用労働者の一日平均の現金給
与額が、統計によりまして、一千九百九十二円
であった。これが昭和四十二年におきましては、一
千六百二十四円になっておる。また、日雇い労働
者について見ますと、三十九年が七百六十七円、
四十二年が千十四円ということになっておるよう
でございます。それぞれの伸び率を見ますと、常
用労働者におきまして一三・七、こんなような数字が
出てまいります。かたがた物価指数につ
きましては、卸売り物価指数、消費者物価指数、
小売り物価指数、これらを取りまして、それらの
平均値を求めます。賃金の平均値と物価の平均
値、この二つの平均値をさらに平均いたしました
出てまいりましたのが、二二・五という指数で
ございます。この指数を念頭に置きまして、一応前
回の昭和三十九年の改正で定められております四
百円から千円というのを、おむね三割程度引き
上げた六百円ないし千三百円、こういうふう
にたしておるわけでございます。その結果を見てみ
ますと、最近におきます常用労働者あるいは日
雇労働者、これらに対する一日平均給与額の両者
の中間の線くらいになっておる、こういうことが

申し上げられると思うのでございます。以上のよ
うな考え方でも今回の数額を出しておるわけであり
ます。

○山田(太)委員 先ほどの御答弁で、物価指数あ
るいは賃金指数等を基準としての算定であるとい
う点は了解いたしますが、この刑事補償のほう
一步深く掘り下げた根本の意味をいたしまして、
本人の精神的な負担、あるいは家族の精神的な負
担、あるいは本人の対外的な信用を害する負担、先
ほどのお話では、その算定の基準がむずかしいと
いうふうな御答弁もあつたわけですが、むずかし
いからといってこのままで済ませるべき問題では
ないという気もいたしますが、その点についてど
のようなお考えであるかを、あわせて御答弁願
いしたいと思います。

○伊藤説明員 確かにただいま御指摘のように、
千三百円という額で十分ではないのではないかと
いうような考え方もあるかと思いますが、おおよそ
無罪であった、あるいは後に無罪で
あつたとされた人が、いやおうなしに身柄の拘束
をされて、家族からも隔離されておつたわけで
ございます。その間の苦痛あるいは財産上の損害と
いうものは、人によって非常な差がございま
す。極端な場合、何ものにもかえられないような損害
を受ける方もあり得ると思えます。そういうすべ
ての場合を全部補償をするということも一つの行
き方ではございまして、一応現在の刑
事補償の考え方は、国家機関に従事する公務員の
故意、過失を論じないで、もうそういう客観的に
事実があつたというだけで補償を差し上げよう、
そのためにはなるべくこれを定型化して、い
ろんな要素をある程度捨象して一定の額に含め
て補償しようという考え方でもおるわけであ
ります。その定型化をいたします場合に何を根拠
にするかと申しますと、やはり一般の方の平均賃
金というふうなものが一つの尺度になるという
ふうには考えられるわけでございます。個々具体的
にはもつと多大の損害をこうむられた方があり
うことは、予想されるわけでございます。さよう

○伊藤説明員 確かにただいま御指摘のように、
千三百円という額で十分ではないのではないかと
いうような考え方もあるかと思いますが、おおよそ
無罪であった、あるいは後に無罪で
あつたとされた人が、いやおうなしに身柄の拘束
をされて、家族からも隔離されておつたわけで
ございます。その間の苦痛あるいは財産上の損害と
いうものは、人によって非常な差がございま
す。極端な場合、何ものにもかえられないような損害
を受ける方もあり得ると思えます。そういうすべ
ての場合を全部補償をするということも一つの行
き方ではございまして、一応現在の刑
事補償の考え方は、国家機関に従事する公務員の
故意、過失を論じないで、もうそういう客観的に
事実があつたというだけで補償を差し上げよう、
そのためにはなるべくこれを定型化して、い
ろんな要素をある程度捨象して一定の額に含め
て補償しようという考え方でもおるわけであ
ります。その定型化をいたします場合に何を根拠
にするかと申しますと、やはり一般の方の平均賃
金というふうなものが一つの尺度になるという
ふうには考えられるわけでございます。個々具体的
にはもつと多大の損害をこうむられた方があり
うことは、予想されるわけでございます。さよう

な場合に、国家機関の故意、過失がそこに介在しておるといふことでございますと、国家賠償法に基づきまして刑事補償額を上回る分については賠償請求をしていただいて、そして裁判の結果、国が支払うべきものと認められる場合は国が支払うといふことに、現在なっておりますわけでございまして。

○山田(大)委員 次にお伺いしたいことは、非拘束の無罪になった者に対しての補償を考へるべきである。この点については重複するとも思いますが、これは当然なされなければならない問題だと思ひます。これについて、どのような考へであるか。またやろうとすれば、いつごろからやろうとするのかという点について、御答弁願ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 非拘禁者に対しては補償をすべきじゃないかという問題につきましては、先ほど御説明申し上げましたところと若干重複するかと思ひますが、あらためて一度申し上げてみますと、横山先生外の御提案にかかる法案の中に盛り込まれておりますような思想と申しますものはやはり一つの考へ方であるというところは、従来法務大臣からも申し上げておるわけでございます。ただ、しかしながら、実現をかりにすべきものとしたとしても、そこにいろいろ問題がある。さらには非拘禁者一般に対して補償をするというところが、この際適当であるかどうか、他の行政分野、あるいは諸外国の立法例、さらには国の財政規模、こういうようなものを十分勘案しまして慎重に検討を要するものである、かように考へておるわけでございまして。

○山田(大)委員 質問が前後するようで恐縮ではございますが、国家機関の故意、過失による責任の場合は国家賠償法でやればいじやないかという先ほどの御答弁とかね合せて、いま現在の刑事補償法の欠陥は、ただ単にそれで補えるものではないという気がします。もう一度申し上げますと、やはり先ほど御答弁の中にもありましたように、本人に対しての精神的苦痛とか、家族に対する苦痛とか、あるいは実質的な損害とか、そういう

ものは国家機関の故意、過失の責任による場合以外の場合、これは定型的にやる以外にないじやないかというふうな答弁にも聞こえたわけですが、それで済ませる問題でもないというふうに思ふわけですね。その点についての判断といひますか、御意見といひますか、それをもう一步深く聞きたいと思ひます。

○伊藤説明員 御指摘のような考へ方というのは、確かに一つの考へ方であると思つておるわけでございますが、先ほど来申し上げましたように、最高裁判所当局とも御相談しまして検討をいたしておる段階でございます。

○山田(大)委員 次に逐条的にお伺ひしますが、死刑の執行を受けてそれが無罪であつた場合、現行の刑事補償法では百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償をするのとあります。この補償額の基準となるものを、あわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 刑事補償法の御指摘の部分は、きつめて不幸なできごとを想定した部分でございます。幸ひにしてこの法律がございましてから一度もさような事態はないわけでございますが、もしも不幸にしてそういう事態があつたといひますと、現行法で申しますと、死刑が執行された後に再審等で無罪だといふことが判明いたしました、原則として百万円以内の範囲内で刑事補償を裁判所が決定して差し上げる。もつとも、死刑の執行によつて財産上の損害を生じたということが証明された場合、たとへばその方がさらに生きておられれば得べかりし収入でございますとか、あるいは非常に卑近なことを申しますと、なかなられたことに関連して必要となりました葬式費用といふようなものも入るでございまして、それが、そういうことも入るでございまして、費用が証明された場合には、その財産上の損害額に百万円をさらにプラスいたしましたして、その範囲内で裁判所がきめることとされておるわけでございまして。

これをこのたびの改正によりまして三百万円といふふうに改めたいといふのが、この法案の当該部分の趣旨でございます。

不幸にしてさような事態が生じたときに、裁判所としては何を基準に金額をきめるかといふこととございまして、まず第一には、ただいま申しますように、実際の財産上の損失額、これはまるまる考慮すべきであらうと思つてございまして。その他の事項といひましては、刑事補償法の第四条第四項に書いてございまして、本人の年齢、健康状態、収入能力その他の事情を考慮しなければならぬわけでございますが、そういうた諸般の事情を考慮して裁判所がきめることと存じます。おそろくも法律で定めざる最高限のほうで補償金額がきめられるというふうなことになるのではないかと考へておるわけでござい

○山田(大)委員 幸ひにしてこれまでなかつたといふことはほんとうに幸ひなこととございまして、私の聞きたいことは、先ほど御答弁にありました財産上の損失だとか、あるいはその方がもしもさような誤つた処置がなされなかつたならば当然受けるべかりし金額、これは当然だと思つてございまして。その上に百万円、あるいは改正しようといふのは三百万円ですが、その基準はどういう基準でしようかといふことをお伺ひしたいのです。

○伊藤説明員 現行法で百万円とされておりますのは昭和三十九年の改正以来でございます。この法律ができました昭和二十五年には、五十万円といふことであつたわけでございまして。これを三十九年の改正の際に、先ほど申しました拘束に対する補償の場合と同じような考へ方で、二倍に引き上げておるわけでございまして。今回これを三倍の三百万円に引き上げることといたしましては、この死刑に対する補償につきましては、特に何を基準にすべきかといふことはいろいろ考へ方ができるわけで、いわば無限大とも見られるようなものでございまして、非常に基準といふものが

見つけにくいわけでございまして、一応の考へ方として、最近交通事故によります民事訴訟

が相当ふえておりますことは御承知のとおりでございますが、それらにおきまして裁判で認められております慰謝料の額が、おおよそ三百万円以下の程度で認められておるといふことを念頭に置いて、この際三百万円にするといふことにしておるわけでございます。なお、先刻御承知と思ひますが、自動車損害賠償保障法によります賠償額の最高限も、現在三百万円ということになっておるの

○山田(大)委員 少ししつうとらしい観点で恐縮かも知れませんが、そうなりますと、算定基準はそれも参考にしているといふことですが、その賠償による金額がもし変わつてきた場合、当然変わつてなければいけません。われわれは現在でさえも六百万円以上でなければならぬんじゃないかといふ算定もしております。まあそれはそれとして、その三百万円の金額が変更された場合、この金額も当然変更されるべきものだといふお考へでしようか。

○伊藤説明員 刑事補償法による刑事補償の金額、あるいはたゞいま御指摘の死刑執行の場合の補償の金額といふものは、やはり経済変動等の推移を見ながら、実態に合つたような額に逐次改めていく必要があると思ひます。その時期が来年でありませうか先でありますかわかりませんが、そういう改正をいたします機会には、いわゆる自動車損害賠償保障法に基づく賠償額、こういうようなものも念頭に置きながら考へ、改めていくということにならうと思ひます。特に、いわゆる自賠法によります補償額が変わつてまいりまして、民事裁判による慰謝料の算定額も次第に上がつてまいりと思ひます。それらのことは十分考慮に入れまして、必要のつど改めさせていただきます。また、法案として御審議いただき、こういう

つもりでおるわけでございまして。
○山田(大)委員 その点は、了承いたします。もう一つその点についてお伺ひしたいことは、国家機関の故意でなくとも、過失として誤判によつて死刑の処断を受けてしまった、こういう場

合と、それから交通事故等によって不幸にもなくなるということは、まず根本的な差が——表情において、また責任の分野においても、非常に違ふと思ひます。この点について、先ほどの御答弁にありましたが、自賠責の三百万円というようなくとも判断の資料にしていくという答弁では、これでは事実いままでもなかったからいいじゃないかというわけにもいかないと思ふのです。将来ないとは言へません。その点について、やはりこの法律が生きていくわけですから、その三百万円を同じ金額にしたということについては、これは非常な異議がある。国民も納得できないのじゃないか。交通事故と同じに考えてくる、これでは根本的に、そこに考え方の根底が違つていられないかというふうに思ふのですが、どうでしょうか。

○伊藤説明員 御指摘のとおり、交通事故による死亡の場合と誤刑による死刑の執行の場合と、同列に論じることが適当でないと思ひます。私も三百万円という数字を出さずに済まして、三百万円といういわゆる自賠責の関係を考慮いたしましたのは、少なくともそれよりも下がっちゃおかしいのじゃないかという意味において考慮に入れたわけでございます。あるいはこれは一千万円であるべきだ、あるいは一億であるべきだという御意見は、十分あり得ることと考えております。

○山田(本)委員 したがって、いまの御答弁にもありましたように、現在の三百万円では適当ではない、将来もつとはるかに大きな金額に引き上げられるべきである、こう思ひますが、どうでしょうか。

○伊藤説明員 私どもといたしましては、一応先ほど御説明しましたようなことを勘案いたしましたして、現行法で百万円となっておりますものをこの際三百万円に改める。現時点としてはこの程度の金額が相当であると考へておるわけでございます。再検討の必要が生ずるかということも考へておるわけでございます。

○山田(本)委員 もう一ぺん、くどいようですが、その勘案した根底の考え方が間違ひであるというふうな御答弁もあつたわけですから、答弁の責任を追及する意味で言うのじゃないのです。そういう意味で言うのじゃない。したがって、現在三百万円では、現行法としていまのこれを云々する、現在で言うていくわけじゃない。将来これはもつと、そういう考え方がいってでも変えられるべきじゃないかと思ふのですが、どうでしょうか。

○伊藤説明員 お説のとおり、将来は改められる必要が生ずるものと思へます。

○山田(本)委員 では次の質問に移りますが、先ほど横山先生の御質問にありました青梅事件ですが、病気のために公判停止になっておる方は、先ほど御答弁でよくわかりました。そこで、この無罪の判定があつた方たちに対しての補償も当然考へられなければならぬと思ひますが、これについては、松川事件と同じような、当然これで改正がされますが、ただこの改正されたおりにやられていかれる予定ですか。

○伊藤説明員 いわゆる青梅事件の被告であつた方々、無罪が確定したわけでございますが、それらの方々から刑事補償の請求が裁判所に出来ますれば、裁判所において法律に照らして相当な補償をされることになるだらうと思つております。

○山田(本)委員 相当な補償というその考え方の根拠は、どのような算定の根拠になつておりますか。

○伊藤説明員 具体的に申しますと、青梅事件につきましては、たゞいま御審議いただいております法案が御承知のようにまだ成立しておらないわけでございますので、裁判のありました時点の法律で補償することになっておりますから、現行法の範囲内で裁判所が決定されると思つております。

○山田(本)委員 これはしろうとの質問でございますが、十五年、十六年と本人の方々ないし家族の方々も有形、無形の言い尽くされぬほどの被害を受けたわけです。それについて、いまのこの

改正案がもし成立して、それを適用する、それはわかりませんが、成立すれば、それ以外に特別の方法を講じて補償をする、その便法はありませんか。

○伊藤説明員 それらの方々の無罪に至るまでの御苦労というものについては十分了解できるわけでございますが、先生御指摘のような刑事補償法以外、残念ながら現在のところ考へられておらないのでございます。

○山田(本)委員 もう少々時間をいただきまして……ここに一番が有罪で二審が無罪の調査表を手元に持つております。これによりまして、昭和三十六年は九十三件、三十七年も九十三件、三十八年が八十九件、三十九年が五十二件、それから四十年においては七十件、このような調査が私の手元にあります。この現実の裁判の姿から見ると、あまりにも誤審が多いのじゃないかという気がするわけですが、したがって、まず一審の裁判官の質といふことが、ここに問題があるのじゃないか。外国の例は寡聞にしてまだ調査しておりませんが、もしそれもあるればあわせて御答弁願うとして、この一審の裁判官の問題があるのじゃないかという判断もできるわけですが、これについてはどうでしょうか。

○佐藤最高裁判所長官代理者 裁判所のほうからお答えいたします。一番で有罪、二審で無罪という例をおあげになつたわけでございますが、結果的に見ますと、それは一番がおかしかったということになる、そこに疑問があるということであらうと思つてございしますが、これは訴訟というものの本質を考へますと、非常にむずかしい問題が根底にひそんでおるわけでございます。訴訟と申しますのは段階を経まして発展していくものでございしますので、この訴訟の発展性ということも考へなければなりませんし、それから現行刑事訴訟法は自由心証主義という原則をとつておるわけでございます。証拠能力を積極的にまたは消極的に法できめてしまわないで、これを裁判官の自由な判断にまかせる、それが結局硬直し

た裁判ということがなくない、こういう原則がとられておるわけでございますが、そういうこととの関係において考へてみなければならぬと思つてございします。もちろん自由心証主義と申しましても、経験法則、論理法則というものも無視することはできないのでございします。でございますので、一審と上訴審で判断が食い違つた場合に、それが一番のほうで違法な裁判であつたか、裁判に違法があつたかというところの問題は、実はしらく簡単には考へられないところなのでございします。まあそれはそれといたしまして、第一審の裁判を強化せよということは、まことに仰せのとおりでございます。従前、最高裁判所におきましては、第一審強化という方針を打ち出しておりました。第一審の審理というものを充実させるという観点から、各地方裁判所におきまして裁判官、検察官及び弁護士の方が定期的に会合を開きまして、裁判の改善について、その運営につきましていろいろな協議、打ち合わせをいたして、それを実行に逐時移していき、こういうことをいたしてはいるわけでございますが、これも先ほど仰せのとおり、第一審裁判の重要性ということに着目いたしまして、従前から行なつておることの一つでございます。確かに第一審におきまして十分に争うべきものは争ひ、調べるべき証拠は調べるということがございまして、それを素通りになつたまま上訴審で手厚く審理をいたしましたも、事の真相はなかなか把握することは困難であるということがございしますので、確かに仰せのとおり、第一審の強化ということが必要であると思つてございします。先ほど来申し上げましたような第一審強化の方策というものがとつておるというのを申し上げた次第でございます。

○山田(本)委員 それではお伺ひしますが、昭和四十一年それから四十二年、一審の判決が有罪で二審の判決が無罪の数をお聞きしたいと思ひます。

○伊藤説明員 御指摘の事項は、最高裁判所です。

くつておられます司法統計年表によって把握するより方法はないわけでございますが、たいへん残念でございますが、四十一年、四十二年につきましては裁判所の司法統計がまだできておりませんので、もし調査いたしますと、何か全般的な特別調査でもしれないと出てまいらないわけでございます。たいへん申しわけないことでございますが、そういう状況でございます。

○山田(大)委員 いままできていないということは非常に残念であります。もしここにおいて大きな変化がないとするならば、先ほど御答弁がありましたような第一審強化という方針は、ただの方針であつて、現実には生きてないのじゃないか、第一審強化はうたい文句だけで終わってしまうところではないか。また、それが当然予想されるるところでございます。もう一步具体的に、第一審を強化するため裁判官の質が大切じゃないかという点について、確たる御答弁をいただきたい。

○佐藤最高裁判所長官代理者 まさに仰せのとおりでございます。それで第一審強化の方策といたしましては、先ほど申し上げたようなことがその一つでございますが、もとより各裁判官の研修、会同、そういうものは、ことに事実認定あるいは捜査指揮というものを中心にいたしまして、最近におきましては熱心に行なわれているという状況でございます。

それからもう一つ、これは第一審の強化という観点から当然関連する問題でございますが、現行刑事訴訟法は弁護人が関与する程度が多くなつておる。つまり必要の弁護の事件が多くなつたということは、その面からも第一審が強化されているということにも相なるわけでございます。また、弁護人が被告人の利益のために第一次のいろいろな活動なさるといふことと相まらして、第一審の強化というものを今後強力にはかつていかなければならない、かように考えております。

○山田(大)委員 いまの御答弁では十分満足するわけにまいりませんが、松川事件あるいは青梅事件のみでなく、ほかにもあります。したがって、

第一審の裁判官の質の向上をはかるという点については、もう一度機会をあらためて質問したいと思います。現在までのやり方では、これはまだ不十分だと思つておる。ただ答弁のための答弁だけになつておると思つておる。そこで、この質問はここで打ち切りますが、時をあらためてお伺いしたいと思います。まず、死刑の誤判などということがあつたのではとんでもないことでございます。人命尊重あるいは人権尊重という立場から考へたときに、金や物では解決できないのであります。人間のつくつた法律は時代によって幾らでも変化して行くであろうし、人の解釈によつて相違の開きも出てまいりましょう。しかし、その人為的な法律を高く正しい次元から運用し、人間的なあたたかきを持つと同時に、厳正にして公平に適用していく根本法はもろろん必要であります。裁判官の質の向上をはかり、誤判をより一そう少なくすべきであるという主張を申し上げて、この質問はここでとめておきます。

そこで最後にお伺いしたいことは、被疑者補償規程についてお尋ねしたいと思つておる。被疑者補償規程は大臣訓令であると思つておる。法律ではないと思つておる。そこで法律でないものに国の金を出すといふことは、原則として許されないのでないかといふふうにお尋ねしますが、この被疑者補償金はどこから出されているのか、どういふたてまえから出されているのかについてお伺いしたいと思つておる。

○伊藤説明員 御指摘のように、裁判まで至りませんで、捜査の段階で不起訴になりました者の中で、明らかに証拠がない、あるいは犯罪を犯してないといふ人につきまして行なつておられます補償につきましては、現在法務大臣訓令でやっております。しかしながら、これの補償の原資となります金額につきましては、予算案の中で国会で御審議をいたして御決定願つておるので、これに基づいて支出をいたしておるわけでございます。

さて、この被疑者補償規程に基づきます補償

は、ただいま申しますように、無実であつたと認められず被疑者につきまして、身柄の拘束を受けたおるわけでございます。その基準となりましては、現在一日につきまして一千元以下ということになつておりますが、現在御審議をいたしてあります刑事補償法案が成立いたしました際には、直ちに大臣訓令を改めまして、千三百円以下ということに歩調を合わせたいと考えておる次第でございます。

なお、被疑者補償の実態を見てみましても、昭和四十二年に補償いたしましたものにつきまして、は、すべて最高額の一日千円の割合で補償いたしておりますので、この刑事補償法の改正が成立いたしますと、被疑者補償のほうも千三百円ということに運用がなされることにならうと存じます。

○山田(大)委員 もう一つお伺いしますが、この被疑者補償規程によつて出される被疑者補償金は、大臣訓令で出されているのである、これには疑義ないとおっしゃるわけですね。

○伊藤説明員 必ずしも法律がなければ金が出せないといふわけのものではないと考へておられます。と申しますのは、予算案の中に明示されておる御審議をいたしておるので、予算の執行としていたしておる、こういうことでございます。

○山田(大)委員 この被疑者補償規程によつて出されておるのは、昭和三十七年が二人、三十八年が二人、三十九年が二人、四十年が一人、四十一年が二人、合計で約四万四千にしかなくなつていふわけですね。この点は間違ひですかどうですか。

○伊藤説明員 御指摘の数字には間違ひございません。なお、一年付加いたしますと、昭和四十二年度におきましては、補償いたしました人員は四名でございます。額におきましては、一万五千円でございます。これらのものにつきましては、およそ被疑者補償規程の補償の要件に当てはまりませんが、発生いたしますと、検察官は常にそれらの人に対して補償を求めらるかどうかということをお尋ね

ております。ただいま申しますように、四十年の補償人員一人、それから四十二年補償人員二人、四十二年の補償人員四名、合計七名は、いずれもすべて検察官が申し立てを待たないで職権で補償するといふことをきめまして補償金を差上げたものでございまして、拘束日数が短いことも相まらまして、案外御本人からの申し立てがございませぬので、実際の運用としては、検察官が職権で補償を相当と認めて差上げておるといふのが実態でございます。

○山田(大)委員 一人も余さず検察官の職権において補償をしておることになつておるかどうか、あわせて御答弁願ひます。

○伊藤説明員 この規程の要件に当てはまるものにつきましては、すべて検察官において被疑者補償事件といふものを職権あるいは申し立てによつて立件いたしましたので、検討いたしました。検討の結果補償をしようと思へましても、御本人において辞退される場合もございまして、条件に当てはまるものはすべて補償を受け取つておるかとおっしゃいますと、必ずしもそうでない場合があるかと思つておる。御本人が希望される限りにおいては、すべて差上げておるはずでございます。

○山田(大)委員 もう一つお伺いしたいのは、この被疑者補償規程は、先ほどの御答弁にありますが、ことに、ことばをかえていえば検察官の恩恵的な処置になつてまいります。したがつて、裁判をしてでも補償を求めらることはできない筋合いになつておる。これは、当然裁判してでも補償を求めらるべきことであるといふ法律にきちつと改正する必要があると思つておる。その必要は全くないとおっしゃるならば、これは大きな間違ひだと思つておる。どうですか。

○伊藤説明員 私どもといたしましては、必要性の有無という観点もさることながら、現在の刑事手続の中ではないへん実現が困難だと思つておる。と申しますのは、無実の被疑者に被疑者補償の請求権を認めるといふことにはいたしませんと、

たとえは検察官はおよそ捜査の途中で、かりにこれがほんとうの犯人であったとしても、起訴価値がないと認めますと、とことんまで捜査をしないで打ち切ってしまう。そこで、まずもって権利を認めるといふことになり、検事は白黒がつくまですべて捜査をしなければならぬ、そういうたてまえをとらなければならぬと思うのでございます。それからもう一つは、検察官がたとえば嫌疑なしという理由で不起訴にいたしましたような場合に補償が行なわれるわけでございますが、これをたまたま御本人が見ると嫌疑なしであるはずなのに、検察官は起訴猶予ということに不起訴にした。これはけしからぬということになってまいりますと、おのずから裁判所へ持ち出しまして、これは嫌疑があるのかないのかということの判断を仰がなければならぬ筋合いだと思つてございしますが、そうなりますと、現在ございませぬが、そうなりますと、現在ございませぬが、起訴審査会制度のほかに、すべて検察官のした不起訴処分について裁判所でその可否を判断していただくという方法を考えなければならぬことになりまして、現在の検察官のいわゆる起訴便宜主義をとつておられるのが刑事手続、さらには検察審査会制度が設けられておりますという制度上の実態これらからしますと、きわめて基本的な変革をいたしませんと、被疑者補償を権利として認めようというふうなことはたいへん困難であろうと思つてございまして、そういう観点から、必要の無もさることながら、実現が当面はむずかしいというふうな考へておるものでございします。

○山田(大)委員 人権尊重は一番大切な問題です。そこで、先ほど申し上げましたように、いまの被疑者補償規程は恩恵的なものである、その恩恵的なものであるということに疑義があるわけですから、ことばをかえていけば、恩恵的なものにしかならないともいえるわけです。これについてはどうでしょう。

○伊藤説明員 御本人に請求権がないということ、恩恵的と考えれば、それもそれでございませぬけれども、やはり被疑者補償規程は、法務大臣が訓令いたしましたので、そういう要件に合う方が生じた場合には必ず補償をして差し上げようということをしておりまして、検察官はそれによって義務づけられておるわけでございします。そういう面に着眼しますと、これは必ずしもやってもいいしやらなくてもいいというふうな恩恵的なものではないという見方もできるのじやないかと考えております。しかしながら、御指摘のように人権の尊重ということとは何にも増して必要なこととございしますので、今後とも検察官全体に對しまして、この被疑者補償の運用の適正に行なわれますように、おりに触れて指示をして、適正を期してまいりたいと思つておるわけでございします。

○山田(大)委員 終わります。

○永田委員 林百郎君。

○林委員 私には二、三点質問したいと思つて、これは松本委員がすでに質問をしておりますので、ごく簡単な問題だけにとどめたいと思つておる。

世間で非常に関心を集めた事件に、三鷹、松川、青梅、声別というふうな事件があるわけですが、いま私があげた事件で、本法が適用になる事件がありますか。これらの事件は、すでに刑事補償は全部決定し、支払い済みですか。

○伊藤説明員 御指摘の事件の中で、青梅事件はまだだと思つてますが、ほかの事件につきましては、請求がありましたものはすべて決定済みだと存じます。

○林委員 そうすると、三鷹、松川、声別は本法の適用はない、こう聞いていいですか。

○伊藤説明員 ただいま御審議いただいております改正法案によつて改正されました後の刑事補償法の適用はございませぬ。

○林委員 青梅事件については、旧法で計算してかりに最高の支払いがあると、旧法と本法では総金額はどういうふうに通ってくるのですか。

○伊藤説明員 この事件につきましては、現在事件が確定したばかりでございまして、当然記録も裁判所でお持ちでございしますので、勾留日数の

計算を一々いたしておりませんのではつきりしたことが申し上げられなくて申しわけございませぬが、(林委員)「大体でいいです」と呼ぶ要するに、単価において最高額が千円と千三百円との違いが出るはずでございします。最高額を千円としております現行法で補償を差し上げることになると思つておる。

○林委員 それはどういふわけですか。補償が決定する時点で本法が通過されておれば、本法で適用すべきだ、最高額を支給するかしらなければ別としてですよ。そういうことになるべきじやないですか。

○伊藤説明員 御指摘の考え方も一つのお考えだと思つてますが、この御審議いただいております法律案の附則の第二項をごらんいただきますと、「この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。」という規定を置いておるわけでございします。と申しますのは、およそ刑事補償の請求権は無罪の裁判等が確定したその時点において生ずるというふうな考えられますので、その請求権発生時点において施行されていく法律によつて補償をしようということになつておるわけでございまして、本法制定以来そういう考え方で行なわれておるのでございします。

○林委員 補償の決定がまだないのに、補償の決定する時点で補償額の新たな算定の法案が通つているとすれば、この被害者に対する十分の補償をするという趣旨からいへば、これは新法で計算してやるべきではないか、こういうふうに思つておるが、どうですか。

○伊藤説明員 刑事補償がたとえは恩恵的なものであるというふうなことでございしますと、御指摘のように、後にもっと有利な法律改正が行なわれたという場合には、その有利なほうで見えあげるといふこともあろうかと思つてますが、やはり請求権というふうな権利として確定いたしました以上は、たとえは相続問題とかいふような問題がそれに伴つて生じてまいる場合もございしますし、そう

いった点を考えますと、やはり請求権が発生した時点はいつかということを見まして、はつきりその時点できちつとしたほうがいいのじやないかというふうな思われるわけでございします。

○林委員 そうすると青梅事件をかりに現行法の千円で計算すると、大体総額幾らになるのですか。大体の計算でいいですが、それと新法だと幾ら違ってくるのですか。

○伊藤説明員 的確なお答えができませんけれども、最高額をかりにとつてまいりますと、八人で延べ四百何十日かのようにございしますので、約四百万円ということになるのじやないかと思つておる。

○林委員 そうすると、新法ですと千三百円でそこから三割増しで約百二、三十万違つてくる、これはごく大ざっぱなところ、そう見ていいですか。

○伊藤説明員 そのとおりでございします。

○林委員 そういふ点について、われわれ非常に問題があります。私は、この法案には基本的には大体賛成の立場をとらうと思つておるけれども、そういう点ではなほ遺憾だと思つておる。そうすると、この新しい法律が適用されると予想される事案というのは、現在の時点では考えられておらない、こういうことですか。

○伊藤説明員 日々裁判が行なわれておりますので、その間には無罪になる事案もあると思つておるが、極端なことを申し上げれば、きょうにもそういう裁判があるかもしれませぬし、きょうこの法律案が法律として成立すれば、きょう行なわれたものに適用されるかどうか、そういう問題が起きてまいります。具体的にどの事件がたとえは無罪になりそうだとかというふうなことは、私どもとしては把握をいたしておりませぬので、御了承願ひます。

○林委員 刑事補償の性格に關して次に質問したいと思つてますが、刑事補償があつても、たとえば慰謝料——長い間死刑の判決を受けて、あるいは非常な長期の有期徒刑の判決を受けていたのが無

罪になったという場合に、当然慰謝料の請求あるいは国家賠償の請求ができるはずで、この国家賠償と刑事補償との関係は、どう考えておりますか。

○伊藤説明員 刑事補償のほうは、御承知のように、故意、過失を論じないで支払われるわけでございまして、国家賠償のほうは公務員に故意、過失があつた場合に支払われるわけでございまして、どちらとも並立して請求することができません。どこから一つ例をあげますと、たとえば松川事件につきましても、先ほど最高裁のほうから御説明いたしましたように、千五百万円の刑事補償が行なわれております。別途、国を相手としまして国家賠償の請求が出ております。その額は、現実には被告人であつた方に関する部分だけをとってみますと、約一億八千万円という国家賠償の請求が出ております。現行法のたてまえとしましては、刑事補償は刑事補償、国家賠償は国家賠償でいたしますが、その場合に先に受け取つた分がありますと、あとのほうの分が差引くということになつております。したがって、仮定の問題でございしますが、たとえば松川事件につきましても、何がしかの国家賠償が認められますと、刑事補償で先に受け取りました千五百万円を差し引いてその額が計算される。逆に国家賠償が先に行なわれておりまして後に刑事補償が行なわれます場合には、国家賠償でまかない切れなかつた金額だけを刑事補償のほうで支払うということになつております。

○林委員 請求の要件があなたの言うように違つたわけですから、一方では故意、過失の証明が必要でない、当然支払われるべきものである。一方は故意、過失が構成の要件になつて支払われるのだから、それを差し引くというのはおかしいのじゃないですか。構成要件の違う請求権に基づいて支払われるものが、一方を一方から差し引くというのはいかがかと思つたのですが、どうですか。

○伊藤説明員 刑事補償が先に行なわれてあつたら国家賠償が行なわれるという場合をひとつかりに考えてみますと、最初行なわれませんでした刑事補償といふものは、一応定型化されたものであり、金額が一定されてはおりますが、その中身と申しますのは、やはり財産上の損害でございまして精神的慰謝料、こつちのほうをひくくするめて定型化して定額を支払つておるわけでございまして。後に国家賠償で裁判が出ました場合の国家賠償と申しますのは、財産上の損害と精神的な苦痛に対する慰謝料といふものを内容とするのが国家賠償の賠償額でございまして。したがって、かれとこれとの間には、財産上の損害、精神的な慰謝料といふものが重複して計算されておるわけでございしますので、これを重複した分を除き去るということになつておるわけでございまして。

○林委員 この刑事補償の適用の場合に、執行停止を受けているという例がある場合、その執行停止の期間はどうかですか。

○伊藤説明員 お尋ねは、勾留の執行停止あるいは刑の執行停止だと思いますが、執行停止の期間は、この法律にも書いてございまして抑留拘禁の日数と見られませんが、その分につきましても、遺憾ながら補償の対象になりません。

○林委員 先ほど横山委員から質問があつたかと思つたのですが、検察官上訴の場合の費用の補償は、非常に制限されたものですけれども、あるわけですね。どうして検察官上訴の場合だけ無罪になつた場合に一定のこういう金額だけが補償されて、あとの費用について補償がされないということになつておるのか、非常にその点は不合理だと思つたわけですが、将来こういう点を改善する意思、あるいはそういう点を検討する意思があるかどうか、聞いておきたい。

○伊藤説明員 先ほど横山委員の御質問に對しては、お答えしましたように、最高裁判務当局とも連絡をしまして検討をいたしております。

○林委員 検討するといふのは、立法化の方向を考へておられるということなんでしょうか。要するに、こういう長い間の精神的な苦痛、家族の苦

痛、多大の物質的な支出に對してみずからが上訴してみずからの権利を守るといふことのほうが、検事の上訴の場合よりはさらに困難なところがあるの、事情があるのに、みずからが上訴してみずからの権利を守る、そしてその結果明らかになつた場合に、検察側の責任の次第が明確になつた場合に、その実費を見てやらない、検察官が上訴した場合だけを見てやるというの、はなはだ不合理だと思つたわけですが、すみやかにこのことは検討して立法化し、刑罰の改正を試みるべきだと思つたわけですが、そういう方向で検討しているのですか。ただ学理的に検討しているという段階ですか。

○伊藤説明員 立法化しないために検討するといふことはあり得ないわけでございまして、そういう趣旨で検討しております。

○林委員 私の質問はいいです。

○水田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

「異議なしと呼ぶ者あり」

○水田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 次に内閣提出公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 まず第一にお伺いしたいのでありますが、これは公海に関する条約の実施に伴うといふことで、条約がまず前提になると思つたのでありますが、その公海という概念は、領海に関するものに対応する考え方だ、こういうふうな考へるのであります。ただ、ここでお聞きしたいのは、領海の範囲といふものは各国によつて相当違つた範囲に聞いているわけでありまして、たとえば日本では三海里説をとつておられる。四海里、六海里、十二海里、極端なものになると二百海里といふようなものもあるといふふうな聞いておられるのでありますが、そ

うなりますと、ここで問題になります。これらの施設についても、一体公海にあるのか、領海にあるのかという解釈の問題も生ずると思つたのですが、これはいかがですか。

○村上説明員 お答え申し上げます。領海の幅につきましても、今回国会に御承認をお願いいたしましたのは、今回国会に御承認をお願いいたしましたのは、領海の幅を定め及び接続水域に関する条約の中に領海の幅を定め及び接続水域に関する条約で、実はこの領海条約が採択され、海洋法會議、これは一九五八年にジュネーブで開かれた會議でございまして、この會議に提出された條約の原案には、領海の幅を三海里から十二海里の幅で定めるといふような条文が入つておりましたけれども、結局この五八年のジュネーブ會議では、領海の幅について各国の意見がまちまちで、その条文を自分が落ちたような経緯がございまして、そこで先生の御質問に直接お答えしていただきました。いま申し上げましたように、領海の幅につきましても、いま申し上げましたように、領海の幅に關する國際法の規則は、やはり慣習國際法として成立してきた三海里であるといふふうな考へておられます。

この三海里と考へておられることに関連して若干付言させていただきますと、実は先ほど申しました五八年の海洋法會議の次に、一九六〇年に領海の幅を定めることを中心とした第二回海洋法會議がジュネーブで開かれまして、この際六海里といふような案が米、カナダを提案者として出されまして、これにはわが国も賛成の態度を表明いたしましたけれども、やはり採決したところ、六海里説に賛成する票がわずかの差で少なかったために、この六海里とするといふ案も否決されたわけでございまして、でございますから、そのような観点から、私どももいたしましては三海里と考へておられます。もともと領海の幅について各国ばらばらのことを言つていたのは、先ほど先生から御質問のありましたように、公海の範囲も確定しない。そこで國際的には統一し

た幅が必要ではないか、統一した幅としては、かりに六海里あるいは十二海里ということに大勢がなりましたら、やはりそのようになるかと思ひますけれども、そういう国際的な統一した幅についての各国の制度もまちまちでございますので、私たちとしては一応三海里というふうに考へております。

○大竹委員 この条約に日本が今度入るわけでありませんが、一体これができた一九五八年当時のあれはわかっておりますが、現在何カ国ぐらいこれに入っており、そしておもな国はどの国が入っておりますか。

○村上説明員 この条約の現在の当事国は、四十カ国でございます。これは四十三年、本年一月一日現在の時点でございます。おもな国といたしましては、アメリカ、イギリス、ソ連邦、それからソ連圏の諸国、オーストラリア、フィンランド、イタリア、オランダ、そういうような国でございます。

○大竹委員 次にお聞きしたいのですが、これはこのあとで出てきます海底電線保護万国連合条約罰則とも関係があるのでありますが、これをちよつと見たところでは、海底電線保護万国連合条約のほうは海底電線だけがこの客体的ようになつておるのですが、そう了解してよろしいのですか。

○村上説明員 一八八四年条約のほうは、海底電線及び電話線を含むというようにわれわれ理解しております。

○大竹委員 次に、これは法務省のほうにお伺いしますが、このあとでできた海底電線保護万国連合条約罰則のほうには「布設又ハ修繕スルニ付已ムコトヲ得サルニ出テタル者ハ此ノ限ニ在ラス」ということで、この罰則を除外しているのですが、今度のこの公海に関する条約のほうにはこの規定はないのでありますが、これはどう解釈したらよろしいのですか。

○伊藤説明員 確かに御指摘のとおり、この古いほうの万国連合条約罰則のほうには、たゞいま御

指摘のような文言がありまして、御審議いたされております法案にはございませぬが、これはその後わが現行刑法の解釈といたしまして、たとえ緊急避難あるいは正当防衛行為ということで、当然きような場合には刑事責任を免除されるものと解釈されますので、蛇足にわたるので書かなかつたわけでございます。

○大竹委員 次に、今度のこの条約に関する罰則規定であります。これに該当するものが一体日本の近海にあるのかないのか。あればどういふものがあるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○伊藤説明員 結論を申し上げますと、ございませぬ。似たようなものは、たとえばわが国とアメリカ合衆国とを結んでおきます海底電線でありまして、わが国とソ連邦とを結んでおる同様の海底電線がございしますが、それらはいずれも海底電線保護万国連合条約のほうで措置されますので、この法律案の適用を受ける、さようなものは、現在のところないわけでございます。

○大竹委員 それならば、いままでもありましたこの海底電線保護万国連合条約罰則、これによつて処罰されたとも申しますか、この罰則規定によつて処罰された例があるのですか、ないのですか。

○伊藤説明員 戦前のことにつきましては、資料が焼けておりました。確かには申し上げられませんが、調査の結果、一件もございませぬ。

○大竹委員 次に、これはもちろん条約に入つておる国があるわけでありまして、それならば、この条約に入つていない国のものを損壊したというような場合にはどうなるのですか。

○伊藤説明員 古いほうの連合条約におきましては、保護の対象になります。電話線、電線等を条約当事国にどつちかの端が陸揚げされておるものと限定しておりますが、今回の条約におきましては、そういう制限がございませぬ。これは国際慣習法を成文化したというように御点でございます。ために、そういう制限が置かれなかつたものと考

えるのでございます。したがっていま御審議いたされております法案は、たとえばこの条約に加盟してないある国とまた条約に加盟してない他の国とを結んでおる海底電線等を損壊しました場合にも、適用があることとございませぬ。

○大竹委員 次に、これは公海で行なわれるわけでありまして、一体どういふことをたれがいつやつたというふうなことは、相当各国がよく連絡をとらなければならぬわけでありまして、それらについては各国間に協定その他はあるのですか。

○伊藤説明員 その点についての特段の協定はございませぬけれども、この公海に関する条約におきましては、損壊した船なら船、人なら人の属する国がなるべく処置するということなつてまゐるべきでございます。たとえば、損壊された電線を持つておる国から直ちに、損壊の事実が発生しました場合には、いわゆる船の旗国あるいはその者の国籍国に通知がなされてくると思ひます。通知を受けました場合に、捜査権を發動して裁判を行なうということにならうかと思ひます。

○大竹委員 次に、今度の法律案の附則で、いままでもあった海底電線保護万国連合条約罰則（大正五年三月七日法律第二十号）を改正しておるといふのでありますが、もちろんこの法律を改正するの法律をもつてやつておるのですから、私は大きな意味においては差しつかえないように思ひますが、これはやはり大正五年の法律第二十号は一つの単独法でありますので、今度の新しい法律をつくる場合に単独法の罰則を附則で何だかごまかしたようなかっこうで改正するということ、私は、私には不都合ではないかと思ひます。その点どうお考えでありますか。

○伊藤説明員 その点御指摘のたゞいて恐縮でございます。実は連合条約罰則のほうを今度改正いたしますのは、この公海条約の実施に伴うことたびの法案をつくりまして、どうしてもそれに伴つて手直しが要するという関係になつておるのでございませぬ。すなわち、この法律が成立いたしますと、連合条約罰則のほうをそのままほうっておきますと、日本の沿岸からたとえ三海里の中と外とで法定刑が極端に違つたというふうな不都合が生じます。そこで、この法律の成立に伴つて必要な手直しだという観点から、今回のように附則で改めさせていただくことにしたわけでございます。ひとつ御了承を賜りたいと思ひます。

「委員長退席、田中（伊）委員長代理着席」
○大竹委員 最後にもう一つ聞きたいのですが、この海底電線保護万国連合条約の改正を見ますと、懲役のほうはたしかいままで七年であつたものを五年にしたようでありまして、罰金のほうは今度は反対に十万円以下のものを五十万円に上げておるのです。これらは何か不均衡な気もするのですが、説明してください。

○伊藤説明員 御指摘のような結果に結論的にはなつておるけれども、先ほど申し上げましたように、本法の第一条におきまして、全く同じような行為に対する法定刑として、五年以下の懲役または五十万円以下の罰金というのを定めるわけでございます。こう定めまします理由は、わが国の既存の国内法でございまして公衆電氣通信法というものに平仄を合わせておるわけでございます。それが、そういたしますと、懲役刑のほうだけを合わせるというわけにもまいりませぬし、罰金刑のほうだけを歩調を合わせるというのも変でございます。この際そのいづれを本法の第一条の法定刑に合わせまいりたい、こういふことで連合条約罰則のほうを一致させる。その結果、一方が上がり一方は下がるという、一見妙な結果になつておるのです。附則をお読みいただきますと、何となく目ざわりな観を呈しておるわけでございますが、そういうわけでございます。

○田中（伊）委員長代理 林君。
○大竹委員 終わります。
○林委員 この配られた資料に、グアムから二官

への海底ケーブルの図面があるわけですから。これが損傷された場合は、万国連合条約のほうで処罰されるんですか。それとも今度新しく審議している法律で処罰するのですか。どっちですか。

○伊藤説明員 御指摘の図面は私どものほうでお出ししたものでないと思いますが、グアムと日本でございますか。——そういたしますが、日本の国にその一端が陸揚げされておるわけでございます。その電信線を切断、損壊いたしました場合につきましては、旧法、すなわち海底電信線保護万国連合条約の罰則の適用があるケースでございます。

○林委員 そうしますと、どこかのケーブルでも最後にはどこかの国へ陸揚げされるわけですから、あなたの論理から言くと、本法の適用される場合というのは考えられないんじゃないのですか。どういうことを考えておられますか。

○伊藤説明員 本法で書いておられるのは、電線のはかに海底パイプラインあるいは海底高圧電線というのがあるわけでございますが、海底電線だけにとりまして申し上げますと、たとえばデンマークとオランダの間を結んでおる海底電線線があるはずでございますが、これを損壊した場合に、本法の適用があるということになります。と申しますのは、デンマークもオランダも海底電線保護万国連合条約に加盟いたしておりませんので、同条約罰則の適用を見ることがないわけでございます。さようなものは、この御審議いたしておられます法律で処罰をするということになるかどうかと思っております。

○林委員 そうしますと、これは公海に関する条約を締結したからこういう法律を国内法としてつくるんだということは一応は考えられませんが、日本の国の場合、この万国連合条約に加盟しているわけなんですから、この適用をされるような場合に、少なくとも日本に關係する限り——日本に關係する限りとは、日本の本土、領海、太平洋ですね、何かあるのですか。さっき大竹さんの質問では、ないと言っているん

です。

○伊藤説明員 現在、日本の国と他の国を結んでおるので本法の適用を受けるものはないわけでございますが、海底パイプラインにおきましては関係が出てまいります。と申しますのは、御承知かと思いますが、アラビヤ石油株式会社は昭和三十四年以來サウジアラビアとクウェートの中立地帯の沖合に、ペルシア湾になるのだと思っております。カフジ油田というのを開発しておりますが、その油田と集油所を結びまして海底パイプラインを相当キロ敷敷いておるようでございます。このものはわが国と直接關係のあるものではないかと思っております。

○林委員 いまちょっと途中で話をしていたのですが、そうすると、パイプラインの場合は、日本へ陸揚げされるというものはいいですね。

○伊藤説明員 日本の沿岸に、ことばは悪いのですが、くっついておるパイプラインというものはございません。

○林委員 これも先ほど大竹委員が質問したかと思いますが、どうもはっきりしなかったのですが、万国連合条約で日本の船で処罰されたものはないと聞いたのですが、そのとおりですか。

○伊藤説明員 ございません。

○林委員 そうすると、万国連合条約が適用された例もない。それから日本の本土に陸揚げされおるいは日本の本土の領海に通ずるといふような電話回線、ケーブル線、パイプラインは本条約の適用はない。そういうことになりますと、大体本法律案の適用はない。

〔田中(伊)委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、本法律案が適用される事例というのは、いままでも万国連合条約も適用された事例はないわけなんです。大体あり得ない。絶対にないといえないけれども、本法が適用される事例というのは、ちょっとこのところ考えられないうい、こういうことになるのですか。

○伊藤説明員 たとえば電信線で申しますと、先ほどの例で言いますと、デンマーク—オランダ

間の電信線を日本の船が航行中に何かのはずみに損壊してしまったという場合には、損壊された当事国から日本へ通知がありますから、日本で裁判を行使する必要が生ずるだろうと思っております。それから、ペルシア湾にありましてアラビヤ石油等のパイプラインを日本の船舶がひっかけた、あるいは非常に不心得な者がおりました、たとえばもぐってこわしたというようなことがありました場合には、この法律の適用があるわけでございます。

○林委員 そうすると、私が最初に聞いた二宮—グアム—ミッドウエー、それからアメリカ本国、この線でもし損壊行為が起きたとすれば、万国連合条約の適用を見るべきだ、こう聞いておいていいですか。

○伊藤説明員 そのとおりでございます。

○林委員 それでは私の質問は終わります。

○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 この簡易裁判所の設立、管轄の改正は、通常国会でいつも問題になるものであります。この前においても、ほかの委員からも私からもたしかお尋ねしたと思っておりますが、未開庁の簡易裁判所はまだ相当あると思っております。これを早く成立すべきだということが問題になっておるが、いつもそのうち、そのうちということでは、ことに前回の通常国会のときには、地方選挙等もあるで、地方の意見等を聞く上においても、ちょっと時期的にうまくないということだったと思っておりますが、その後どういうようなこと

になっておりますか、この際にお聞きしておきたいと思っております。

○川島(一)政府委員 いわゆる未開庁の整理の問題につきましては、当委員会におきまして過去にしばしば問題がありましたし、また昨年先生から御質問をいただいております。こういうことで、私どももいろいろ考えてはなるべく早く解決をはかりたいという考えでございますが、いろいろ事情もございまして、今回も遺憾ながらその措置がとれなかったわけでございます。

その理由でございますが、先生御承知のように、この未開庁の整理につきましては、法務省といたしましては、簡易裁判所の全体の立場からその配置の適正、合理化をはかる、こういう見地で検討をしております。これは最高裁判所の事務当局のほうの御協力をいたしまして、大体完了しております。この調査の結果に基づきまして整理を行なうにあたっては、その整理の規模をどの程度にするか、それから時期、方法などについてもいろいろ検討すべき問題があるわけでございます。ことに、私のほうでこれは整理してよいと思われる簡易裁判所につきましては、地元の市町村のほうではかなりそれに反対があるらしいという情報もございまして、これをいつ実施するか、どういう方法で実施するかということが、かなり問題になるわけでございます。そこで、反対のございましたところにつきましては整理を行なわないということになります。それから、その整理の方針を実は目下検討しておりますのでございます。

そのために一、二検討している関連の問題点を申し上げますと、一つは、本年の二月二日に行政府改革の今後における推進について閣議決定がなされております。この閣議決定は、中央官庁の地方出先機関の整理に関する項目も含んでおります。この問題と簡易裁判所の整理の問題とはお互いに関連性を持っておりまして、この均衡を考えた

いということが一つの問題点でございます。

それからもう一つは、本年の七月から、道交法の改正によりまして反則金制度が実施されることになっております。その結果、現在簡易裁判所で処理しております道交法違反事件がかなり減少するのではないかと思われ、その結果も見ました上で確定的なことを語りたい、こういうふう

に考えるわけでありませぬ。
そういういろいろな事情がございますので、いましばらく様子を見た上でやっていたいということ、今回はその措置をとらなかつたわけでございます。一応お答えをいたします。

○大竹委員 いまの反則金の問題は、その次に私は言おうと思っておたのでありますが、これはもちろん地元との折衝、了解ということ、私は大事だと思つておたのでありますが、こんなことを言つていながらも、今度は地元の統合なんという問題になりますと、必ずしも必ず賛成できるかどうかということ、必ずしも必ず賛成できるかどうかという問題、今度地元の統合なんという問題、高裁あるいは地裁の支部の統合整理という問題も、臨時司法制度調査会等でも問題になっておりますし、この委員会等においても審議されたこともあつたと思つております。その辺どうお考えになっておりますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 お話しのとおり、いろいろ臨時では提案されておりますが、これはかなり相互に関連を持つ問題でございますので、実は二年ばかり前から日本弁護士連合会と定期的に連絡協議をいたしております、昨年の九月ごろから特に第一審のあり方について御協議をして、そういう御意見等を参酌しながら、たとえば簡裁の事務管轄の問題でありますとか、あるいはいまお話し支部の整理統合の問題であるとか、そういうものについて結論を得たいと思つております。ただ、日弁連の内部の御事情でいろいろ手間どつておられます、また実質的なお話し合いに入つておりませんが、近いうちにそういうことになるものと期待をしております。

○大竹委員 次に、本案には直接関係がないのでありますが、簡易裁判所に関するのでお聞きしたいのですが、簡易裁判所の民事事件に關係のある司法委員の制度ですね。調停委員はなかなかよく活用されておりますが、この司法委員というのはほとんど活用されていないやに私は思つておたので、臨時司法制度調査会等においても、消極的な意見もあるように聞いておたのであります。が、これについてはどうお考えですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 確かに調停委員に比べますと司法委員が関係します事件は少のうございますが、御承知のとおり、調停の場合には、調停委員が加わりまして委員会を構成することになっております。司法委員は、民事訴訟法の第三百五十八條の四にございまして、裁判所が必要ありと認むるときは司法委員を審理に立ち会わせる、あるいは和解について補助させる、こういうこととございまして、「必要アリト認ムルトキ」という条件がございまして、そうして實際、現在は三割弱の程度しかつておた、たとえば土地、建物の事件等につきましては五割以上、都市によつては、一割近い事件についておた、いろいろ活用されていないと思つておた、部内でもいろいろ議論があるわけでございますが、私どもとしては、これはすべての事件というふうには申せませぬし、またいたすに件数の多きを望むわけにもまいらないと思つておた、やはりしかるべき事件、司法委員の御協力をいただくにふさわしい事件につきましては、極力活用してまいりたい、かような方向で話し合つておた。

○大竹委員 最後に相川の問題であります。これは相当長くかかつたのですけれども、新築を機会に移転をされ、地元も了解したようでありませぬが、やはり簡易裁判所の統合というやうな問題は、新築その他を機会にああいうやうな処置をとられるということが、手数はかかるかもしれませぬけれども、一番合理的なんじゃないかと思つておた、ほかにもああいう事案があるとお考えになっていらつしやるかどうか、ちよつとお伺ひしておきたいと思つておた。
○寺田最高裁判所長官代理者 相川の場合にも、大竹議員つとに御承知のとおりいろいろ問題がございまして、地元の格別の御協力によりましてきわめて円満に移転ができるようになりましたことは、私もとて非常に喜びにたえないところでございまして。現在のところ、二支部等につきましてそういう空気があるところもないでございませぬが、また相川ほど正式の問題になるといふやうなところはございませぬし、今後とも御意見を体しまして、できる限り地元と十分話し合つて実施してまいりたいと思つておた。
○大竹委員 質問を終わります。
○永田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○永田委員長 これより本案について討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○永田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

第一類第三号

法務委員会議録第二十五号

昭和四十三年四月二十五日

昭和四十三年五月一日印刷

昭和四十三年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局